

現金取得者向け新築対象住宅証明申請に係る
受付時審査チェックリスト

1 申請者へのすまい給付金制度の説明事項

当センターでは、申請者様がすまい給付金制度をご理解の上で申請されたと思いますが、申請住宅がすまい給付金要件に該当しない場合は、証明書の取得が無駄になるため、念のため、すまい給付金要件をご説明させていただきます。

説明事項		説明済チェック欄
1	証明対象住宅は、引き上げ後の消費税が適用される新築住宅	<input type="checkbox"/>
2	証明申請者は、登記上の持分を有している	<input type="checkbox"/>
3	証明申請者は、年齢※1が50歳以上で、収入額※2の目安が650万円以下	<input type="checkbox"/>
4	証明対象住宅は、証明申請者が現金で取得し、自ら居住する新築住宅	<input type="checkbox"/>
5	証明対象住宅の不動産登記上の床面積※3は、50㎡以上 (「一定の期間内」※4に契約したものは40㎡以上)	<input type="checkbox"/>
6	証明対象住宅は、工事中に次のいずれかの検査が必要 ①建設住宅性能評価 ②住宅瑕疵担保責任保険 ③住宅瑕疵担保責任法人による本給付措置のための検査	<input type="checkbox"/>

※1 住宅の引き渡しを受けた年の12月31日時点での年齢

※2 都道府県民税の所得割合13.30万円

※3 不動産登記上の床面積は、戸建て住宅の場合は壁芯(壁の中心で囲まれた部分)、区分所有建物の場合は内法(壁その他区画の内側線)。

※4 「一定の期間内」とは、

・注文住宅の新築の場合は令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

・分譲住宅の取得の場合は令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

2 申請書の確認事項

確認事項		確認済チェック欄
1	証明対象住宅の所在地が、徳島県内であること	<input type="checkbox"/>
2	申請図書に形式上の不備がない	<input type="checkbox"/>
3	申請図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと	<input type="checkbox"/>
4	申請図書に記載すべき内容に明らかな虚偽がないこと	<input type="checkbox"/>